

(一覽表 2)

不利益処分に係る処分基準

部局名：北海道博物館  
(電話011-898-0456)

No	法令名	根拠条項	不利益処分の概要	設定等区分	備考
1	北海道立総合博物館条例	第10条	利用の承認の取消し等	未設定イ	
2	〃	第14条	特別観覧等の承認の取消し	未設定イ	
3	北海道立総合博物館管理規則	第2条、第3条第2項	入館の制限	未設定イ	
4	〃	第8条	原状回復の義務	未設定イ	

[留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非 公」 審査基準を設定しているが、公にしていない場合

\* 処分基準を設定し、公にするのは努力義務であるが、手続法の趣旨から、合理的な理由がある場合を除いては定めなければならない。

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 27 年 10 月 1 日作成)

法令名	北海道立総合博物館条例
根拠条項	第10条
処分の概要	利用の承認の取消し等
法令の定め	<p>&lt;北海道立総合博物館条例&gt; (利用の承認の取消し等)</p> <p>第10条 指定管理者は、第8条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(2) 虚偽の申請その他不正な手段により第8条第1項の承認を受けたとき。</p> <p>(3) 第8条第2項の規定により付された条件に違反したとき。</p> <p>2 指定管理者は、施設等の維持管理上その他公益上やむを得ない事態が発生したときは、第8条第1項の承認を取り消し、又はその条件を変更することができる。</p>
処分基準	基準は上記法令に明示
処分担当課	指定管理者：一般財団法人北海道歴史文化財団 (電話番号：011-898-2692)
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス： <a href="http://www.hm.pref.hokkaido.lg.jp/">http://www.hm.pref.hokkaido.lg.jp/</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道立総合博物館条例
根拠条項	第14条
処分の概要	特別観覧等の承認の取消し
法令の定め	<北海道立総合博物館条例> 第15条 特別観覧は、職員の指示に従って行わなければならない。 2 知事は、特別観覧の承認を受けた者が前項の規定に違反したときは、その承認を取り消すことができる。 3 特別利用は、指定管理者の指示に従って行わなければならない。 4 指定管理者は、特別利用の承認を受けた者が前項の規定に違反したときは、その承認を取り消すことができる。
処分基準	基準は上記法令に明示
処分担当課	北海道博物館学芸部博物館基盤G (電話番号：011-898-0456) 指定管理者：一般財団法人北海道開拓の村 (電話番号：011-898-2692)
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス： <a href="http://www.hm.pref.hokkaido.lg.jp/">http://www.hm.pref.hokkaido.lg.jp/</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道立総合博物館管理規則
根拠条項	第2条、第3条第2項
処分の概要	入館の制限
法令の定め	<p>&lt;北海道立総合博物館管理規則&gt; (入館の制限)</p> <p>第2条 条例第5条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、総合博物館の秩序を乱すおそれがあると認められる者に対しては、入館を拒み、又は退館させることができる。</p> <p>(入館者の遵守事項等)</p> <p>第3条 入館者は、条例、この規則及び指定管理者の指示に従うほか、特に次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 建物、附属設備又は条例第4条第1項の表に規定する本館資料（以下「本館資料」という。）、同表に規定する交流館資料（以下「交流館資料」という。）若しくは条例第12条第1項に規定する展示建造物等（以下「展示建造物等」という。）を汚し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。</p> <p>(2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。</p> <p>(3) 指定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。</p> <p>2 指定管理者は、入館者が前項の規定に違反したことにより総合博物館の管理運営上支障があると認めたときは、当該入館者に対しては、総合博物館の利用を制限し、又は退館させることができる。</p>
処分基準	基準は上記法令に明示
処分担当課	指定管理者：一般財団法人北海道歴史文化財団 (電話番号：011-898-2692)
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス： <a href="http://www.hm.pref.hokkaido.lg.jp/">http://www.hm.pref.hokkaido.lg.jp/</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道立総合博物館管理規則
根拠条項	第8条
処分の概要	原状回復の義務
法令の定め	<p>&lt;北海道立総合博物館管理規則&gt; (原状回復の義務等)</p> <p>第8条 利用者又は条例第12条第1項の承認を受けた者は、施設設備等の利用又は使用を終了したときは、施設設備等を原状に回復しなければならない。条例第10条(条例第12条第3項において準用する場合を含む。)の規定により利用若しくは使用の承認を取り消され、又は利用若しくは使用を制限され、若しくは停止されたときも、同様とする。</p> <p>2 利用者又は条例第12条第1項の承認を受けた者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者が代わって行い、その費用を当該利用者又は条例第12条第1項の承認を受けた者から徴収するものとする。</p>
処分基準	基準は上記法令に明示
処分担当課	指定管理者：一般財団法人北海道歴史文化財団 (電話番号：011-898-2692)
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス： <a href="http://www.hm.pref.hokkaido.lg.jp/">http://www.hm.pref.hokkaido.lg.jp/</a> )